

希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議 第 2 回会合 議事概要

平成 24 年 1 月 30 日（月）13:30～16:30

経産省別館 8F 827 会議室

希少野生生物の国内流通管理に関する点検とりまとめ（案）中「Ⅲ. 点検結果を踏まえた今後の気象野生生物の国内流通管理について（提言）」について

1. 基本的な考え方

（特に意見なし）

2. 規制の範囲について

（1）規制の対象

石原委員：前回までに議論に上った、爬虫類の卵や熊の胆（くまのい）について、規制を検討する余地があるのでは。2005 年のガビアルモドキの虚偽登録の事例では、卵での譲渡が規制対象外であることが国内繁殖と偽るために悪用された。また、熊の胆は薬としての需要があり、税関で差し止められる件数も多数に上る。

金子委員：卵や器官が規制の対象となっていないことが野外での生息状況の悪化につながっていないければ問題が無いように思う。

石井委員：熊の胆が入っている薬のように、原形をとどめていないものも対象とすべきと考えるか。

石原委員：識別が容易でないという理由が規制種を決める前提となるのは法律の趣旨から外れるのではないか。

石井委員：識別が困難だから規制しない、もしくはワシントン条約の指定種だから全て規制の対象とする、というのは本末転倒の感がある。国内流通規制により、保全上の効果があるかどうかを重視すべき。

堀 委員：ベンガルヤマネコとイエネコとの交雑種のように、産地指定されている種
の原産国で指定地域の個体から販売目的で作られたペットの品種や、毛の採取のような死に至らない程度の搾取について、規制対象とする交雑割合や、派生物への対応が国ごとに異なる場合の扱いについて統一する必要があるのでは。産地の識別をどのように行うかも大きな課題。

小宮委員：コンゴウインコ類の雑種のように、属ごと指定することで交雑種問題が解決するものもあると思う。

石井委員：交雑種の問題については記述があり、個別のケースについて今後対応を検討するようにしてはどうか。

(2) 規制の内容

石原委員：所持者がその合法性を証明する必要がないのは問題。所持の合法性を証明するシステムの導入について、文言として入れなくとも、今後対応を検討してほしい。財産権の尊重に対しては、希少種の場合は個人の財産ではなく、人類共通の財産と位置づけたらいいのではないか。

磯崎委員：所持そのものを原則禁止とした場合は、所持者にその合法性を証明させ、合法の場合のみ所持してもよい、とすることができる。しかし、現行の枠組みでは、違法が立証された場合のみ所持を取り締まることができる。所持について原則禁止や合法証明の義務化の必要性が強く求められるような事例があれば、そのような改正が可能となるかもしれない。そのような事例が示されていない現時点では、提言案の記述内容が妥当なところではないか。

3. 罰則等について

石原委員：動物愛護管理法（動愛法）によって種の保存法に違反した場合の制裁を設けることの可能性についての記述があるが、種の保存法の中でも同様に、その他の法律、たとえば動愛法や関税法、外為法等に違反した場合に連動できるように、動物取扱業のような業規制について規定できないか。植物や魚類も規制対象として含まれる種の保存法に対して、動愛法では、規制対象の範囲が限られるため、現状とのギャップを感じる。また、違反者に対する罰則として登録の取消、没収だけでなく、没収後の飼養についても費用負担を求められないか。

（事務局：種の保存法では、規制対象の種は多いが一部の種を除いて取扱個体数が少ないという事情があり、また個人間の譲渡しがあることを考えると、業ではなく個々の移動に対する規制の方が実効性があると考えている。）

堀 委員：没収した動物の生体について、ペット業者と同じ動物取扱業者である動物園や水族館に管理を委託するのは不適當なように思う。また、没収後の管理費用は誰が負担するかが規定されていない。

小宮委員：動物園や水族館に、没収個体の管理を委託することについてはどう考えるか。

（事務局：現状では技術的に信用できる団体ということで管理を依頼している。新たに公的機関として、多種にわたる希少種を飼育する施設を作ることができるかという、非常に難しい。現状がいいとは考えておらず、没収後の管理体制については、今後検討すべき課題として提言案に明記したい。また、没収後の管理費用の負担を違反者に義務づけることができるのかどうかも検討していきたい。）

磯崎委員：通常、任意放棄という方法がとられる。任意放棄では所有権と共に管理責任も放棄することになり、負担の義務づけは困難。任意放棄ではない別の

方法を考える必要があるのでは。

金子委員：罰則については、前回の会合でも強化が必要であるとの意見で概ね意見の一致をみており、今回の点検で検討して強化する、という方向でお願いしたい。

4. 国希少野生動植物種の個体等の登録制度について

(1) 登録関係事務の実施方法について

石原委員：前回の会合で、インターネットでの取引について議論があったが、インターネット取引や今後生じる可能性のある取引方法での登録票の添付やトレーサビリティの導入について特別な対策はあるか。

(事務局：インターネットについては、オークションのような陳列の場の提供者（プロバイダ）に違法取引の責任を求めるかという点で前回議論があった。インターネット取引の際にも登録票が無ければ陳列はできない。なお、違法取引の責任は販売する人間にあるという認識で、場の提供者に責任を負わせることは難しい。各プロバイダへは、違法な陳列があれば、通報・排除への協力を求めている。)

金子委員：プロバイダや運営会社も出品者、参加者から利益の一部が支払われている。全く責任がないとは言い切れないのではないか。

堀 委員：登録は一回限りではなく、更新制を導入すべき。マイクロチップ等を導入しても死亡後抜き取られる可能性もある。登録票はコピーできてしまい、コピーが違法取引に使われた例もある。

(事務局：現行の登録の要件が、「入手が適切であったか」であるため、更新の必要性の説明が難しいが、更新制の有効性が高いということであれば検討すべき事項として提言に加える。)

石井委員：譲渡や販売の際に届け出ているのであれば、抑止効果はあるように思う。

(2) 届出、返納及び登録の取り消し等について

石井委員：登録票の意図的・非意図的な未返納に対する対策はないか。

小宮委員：寿命データから、返納期限や登録の期限を何段階かに定めることはできないか。

(事務局：登録時に齢が分からないものもあり、指定種毎の寿命データがあったとしても、寿命データから返納期限を定めることは困難である。未返納対策としては、返納の義務について周知の徹底を進めている。返納を怠った場合は罰金が科される。)

磯崎委員：更新制は所持規制とも関連してくる。現行では売買等の行為をする際は登録が必須だが、売買行為をするつもりがない人も任意で登録できる。何かの行為とリンクさせて登録させている場合には、更新しなければ失効する

という対応が可能だが、現行のように行為を行わない場合も含んでいると法律적으로는更新を義務づけることは難しい。他方で、所持規制をするのであれば、それぞれの種の寿命に合わせて有効期間を設定することが可能だろう。ただ、寿命の長短によって法律的に格差が生じるが、これを許容するかどうか。違反事例が多いものから更新制を取り入れるという考え方もある。

石原委員：施設の登録について、個人レベルの施設もあるため難しいとのことだったが、今回の点検で議論を終わらせず、今後も検討を続けてほしい。案として、商業目的の施設のみ対象にする、国内流通や輸出入業者について業の登録を検討するなどがある。

金子委員：ワシントン条約で登録が求められているのはあくまでも商業的な繁殖施設である。それ以外に個人で趣味として飼育したものから繁殖する場合もあり、これら2つのタイプを分けて考える必要がある。

石井委員：国内流通において、まれな違反ケースを防ぐために、業者の登録などにコストを掛けるのは現実的でない。

5. その他

磯崎委員：類似種については、類似種そのものを規制対象にするという方法と、外来生物法のように対象には含めるが、別種の証明があれば規制から除外するという方法もある。

石井委員：返納の義務の件にあるように、種の保存法の目的、義務、しくみの周知が徹底していないように思う。国際希少種は売買が許可制となっていることも含め、正確にアナウンスをするべき。

金子委員：ワシントン条約の類似種規定にならい、登録票に学名も記載したらどうか。虚偽記載の抑止に有効かもしれない。